

家族内保障承継特約条項

(平成20年6月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、保険契約者と当会社との間ですでに締結されている保険契約の保障を、新たな保険契約へ家族内で承継する場合の取扱について定めたものです。

第1条 (用語の意義)

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
被承継契約	この特約条項の適用により承継される当会社所定の要件を満たす保険契約（これに付加されている特約を含みます。）をいいます。
承継後契約	第4条（被承継契約の承継価格）第1項に定める被承継契約の承継価格が充当される当会社所定の保険契約（保険契約締結の際に付加された特約を含みます。）をいいます。

第2条 (被承継契約の保険契約者の家族)

第3条（被保険者等の要件）における被承継契約の保険契約者の家族とは、つぎの各号のいずれかの者をいいます。

- (1) 被承継契約の保険契約者と同居しまたは生計を一にしている被承継契約の保険契約者の配偶者または2親等内の親族
- (2) 被承継契約の保険契約者と別居し、かつ、生計を異にしている被承継契約の保険契約者の子

第3条 (被保険者等の要件)

1. 承継に際しては、つぎの各号の要件を満たすことを要します。
 - (1) 被承継契約および承継後契約の被保険者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者。以下同じ。）は異なる者であり、かつ、それぞれ被承継契約の保険契約者またはその家族であること
 - (2) 承継後契約の保険契約者は、被承継契約の保険契約者またはその家族であること
2. 当会社は、第1項の要件を確認するため、当会社所定の書類の提出を求めます。この場合、生計を一にしていることの確認のために、健康保険証の写し等その事実を証する書類の提出を求めることがあります。

第4条 (被承継契約の承継価格)

1. 被承継契約の承継価格は、つぎの各号の金額の合計額とします。
 - (1) 被承継契約の責任準備金
 - (2) つぎの金額の合計額
 - (ア) 承継時までの経過期間に応じて当会社の定める取扱にもとづき計算した被承継契約の社員配当金
 - (イ) 被承継契約において積み立てられた社員配当金
 - (ウ) 被承継契約において保険料の前納または一括払が行われている場合には、その残額
 - (エ) 被承継契約に関し当会社に留保された金額
2. 当会社は、承継後契約の主契約締結時の責任開始期（以下「承継後契約の責任開始期」といいます。）に、第1項に定める承継価格を、当会社の定める取扱にもとづき、承継後契約の主契約の一時払保険料に充当します。ただし、保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、承継価格の一部を、承継後契約の5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付逓減定期保険特約および5年ごと配当付年金払定期保険特約の一時払保険料に充当することができます。
3. 承継価格を承継後契約に充当する場合、被承継契約において主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の自動貸付もしくは契約者貸付または未払込保険料があるときは、保険料の自動貸付および契約者貸付の元利金ならびに未払込保険料の合計額を第1項第2号の金額から差し引き、差し引けない金額があれば、それを第1項第1号の金額から差し引きます。

第5条 (承継後契約の構成)

承継後契約の主契約および承継価格を充当する5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付逓減定期保険特約または5年ごと配当付年金払定期保険特約は、つぎの各号の部分から構成され、第2号の部分については当会社の定める金額以上であることを要します。

- (1) 承継価格を充当する部分（以下「承継部分」といいます。）
- (2) 承継後契約の保険契約者から払い込まれる保険料に対応する部分（以下「保険料払込部分」といいます。）

第6条 (被承継契約の消滅)

被承継契約は、承継後契約の責任開始期に保険期間が満了して消滅するものとします。

第7条 (承継後契約の契約内容の変更等に関する特別取扱)

1. 承継後契約の主契約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、主契約の保険金額を改めず、当会社の定められた方法により承継部分と保険料払込部分の保険金額の構成比率を改め、保険料払込部分について主約款の規定を適用し

ます。

2. 第1項の場合、承継価格を充当した5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付逓減定期保険特約または5年ごと配当付年金払定期保険特約の保険期間があわせて変更されるときは、特約保険金額（5年ごと配当付逓減定期保険特約の場合は特約基本保険金額。また、5年ごと配当付年金払定期保険特約の場合は特約基本年金額。以下本項において同じ。）を改めず、当会社の定めた方法により承継部分と保険料払込部分の特約保険金額の構成比率を改め、保険料払込部分についてそれぞれの特約条項の規定を適用します。
3. 承継後契約の主契約の一部を5年ごと配当付養老保険特約へ変更するときまたは承継後契約の5年ごと配当付定期保険特約もしくは5年ごと配当付年金払定期保険特約の一部を5年ごと配当付養老保険特約もしくは5年ごと配当付終身保険特約へ変更するとき、保険料払込部分の一部についてのみ当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。

第8条（被承継契約の一部を承継する場合の特則）

被承継契約が当会社の定める保険契約以外の場合、被承継契約の保険契約者は、被承継契約の一部を承継することができます。この場合、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 被承継契約の保険契約者は、被承継契約の主契約または定期保険特約等の各特約の死亡保険金額等のうち承継されない部分の金額をそれぞれ指定することを要します。この場合、指定額は、当会社の定める範囲内であることを要します。
- (2) 被承継契約におけるつぎの部分については、承継後契約の責任開始期に保険期間が満了して消滅するものとします。
 - (ア) 被承継契約の主契約または定期保険特約等の各特約の死亡保険金額等から第1号に定めるそれぞれの指定額を差し引いた金額に対する部分
 - (イ) 前(ア)の部分の消滅により、被承継契約の特約が当会社所定の方法で改められることとなるときは、その差額部分
 - (ウ) 前(イ)の部分の消滅により、被承継契約の特約の残存部分が当会社所定の金額に満たないこととなるときは、その特約
 - (エ) 前(ア)の部分の消滅により、被承継契約の社員配当金で買い増された保険金額が当会社所定の方法で改められることとなるときは、その差額部分
- (3) 第4条（被承継契約の承継価格）第1項第1号に定める被承継契約の責任準備金とは、第2号の消滅する部分の責任準備金とします。
- (4) 第4条第1項第2号(ア)中「被承継契約」とあるのは「被承継契約のうち承継される部分」と読み替えます。
- (5) 被承継契約の保険契約者は、第4条第1項第2号(イ)または(エ)の金額を承継価格の計算に含めず、被承継契約に留保することができます。
- (6) 第4条第1項第2号(ウ)中「その残額」とあるのは「その残額（承継後に残存する被承継契約の保険料の前納または一括払に要する金額を除きます。）」と読み替えます。
- (7) 被承継契約において主約款に定める保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合には、本条の取扱は行いません。

第9条（承継に際しての要件を満たしていなかった場合の特別取扱）

第3条（被保険者等の要件）第2項に定める当会社所定の書類の記載に誤りがあり、承継の際に第3条第1項に定める要件を満たしていなかった場合には、この特約条項による承継がなかったものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被承継契約（被承継契約の一部の承継の場合には、その承継された部分）は、承継時に解約されたものとします。
- (2) 承継後契約は、契約日にさかのぼって、承継部分の保険金額と同額を一時払保険部分の保険金額とする一部一時払の保険契約であったものとします。
- (3) 承継後契約の保険契約者は、第1号および第2号の適用による差額を当会社の指定する日までに払い込むことを要します。ただし、承継後契約において保険金、給付金または年金を支払うときは、当会社は、支払うべき金額からその差額を差し引きます。

第10条（承継後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合の特則）

承継後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合には、第9条（承継に際しての要件を満たしていなかった場合の特別取扱）第2号中「保険金額」とあるのは「基本介護年金額」と読み替えます。

第11条（承継後契約が5年ごと配当付更新型終身移行保険の場合の特則）

承継後契約が5年ごと配当付更新型終身移行保険の場合には、第9条（承継に際しての要件を満たしていなかった場合の特別取扱）第2号中「保険金額」とあるのは「保険金額、逓減基本保険金額、基本年金額および生存給付金額」と読み替えます。

第12条（承継後契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合の特則）

承継後契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第9条（承継に際しての要件を満たしていなかった場合の特別取扱）第2号中「保険金額」とあるのは「入院給付金日額および死亡給付金額」と読み替えます。
- (2) 保険契約者は、被承継契約の一部を承継する場合に限り、当会社の定める取扱にもとづき、新たな保険料の払込を要しない保険契約に承継することができます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第5条（承継後契約の構成）の規定にかかわらず、承継後契約の主契約は、承継部分のみで構成されます。
 - (イ) 当会社が承継後契約の申込を承諾した場合には、承継後契約の責任開始期は、主約款の規定にかかわらず、承継後契約の申込の時（被保険者に関する告知の前に申込があった場合には、その告知の時）とします。

(ウ) 第9条第2号中「一部一時払」とあるのは「一時払」と読み替えます。

第13条（被承継契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

被承継契約が予定利率変動型無配当個人年金保険の場合には、第4条（被承継契約の承継価格）第1項第1号中「責任準備金」とあるのは「解約返還金」と読み替えます。